

法令適用事前確認手続（照会書）

令和3年12月23日

国土交通省 自動車局貨物課長 殿

照会者 土屋総合法律事務所
弁護士 高谷 進
同 横山 太郎
住所 中央区銀座1-8-21
第21中央ビル6階

下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」に該当し、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を受ける必要があるか。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的的事実

A社は業務用酒類販売（料飲店への酒類販売）を生業としている。現在、A社が問屋・メー カーより仕入れた酒類等は自社配送センターに納品された後、A社取引先料飲店からの注文ごと自社の運搬車両により酒類の配送を行っているが、業容拡大を見据え、将来的には同業他社B社からもA社商品の注文を受け、A社の自社配送センターから直接B社の得意先料飲店へ配送を行うことを計画している。

当該取引に際して、A社はB社に対し、注文を受けてB社得意先料飲店に配送した商品の商品代金及び付帯作業費を請求する予定である。具体的な請求項目としては、①商品代金のみ請求（付帯作業費込み）②商品代金+付帯作業費（人件費等実費相当分）③商品代金+付帯作業費（商品ごと1本当たり200円など固定額）などいくつかの形を想定しているが、いずれの形であっても、配送距離や重量等の物流要件は付帯作業費の算出方法には含めず、運賃は受領しない。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

(1) 見解

A社が検討している上記2記載の行為は、①②③いずれのパターンにおいても貨物自動車運送事業法第2条第2項所定の「一般貨物自動車運送事業」には該当せず、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を要しない。

(2) 根拠

A社はB社からの注文によりB社得意先料飲店に酒類を配送するが、これはA社からB社に対する商品販売行為の一環であり、A社の生業と密接不可分な行為である。A社はB社に対して商品代金の他に付帯作業費を請求するが、これはA社の生業とする販売業務に付帯して必要となる不可欠な作業に対する人件費等の実費相当分もしくはそれ相当の固定費であり、いわゆる運賃は受領しない。

したがって、A社がB社に販売する商品を直接B社指定先に配送し、実費相当額の付帯作

業費を受領する限りにおいては、貨物自動車運送事業法 2 条 2 項にいうところの他人の需要に応じて有償で貨物を運送する行為には該当しないから、貨物自動車運送事業法 3 条の許可を要しないものと考える。

4. 連絡先

照会者 土屋総合法律事務所
弁護士 高谷 進
同 横山 太郎
住所 〒104-0061
東京都中央区銀座1丁目8番21号
第21中央ビル6階
電話 03-3567-6101
FAX 03-3567-6110

以上